

目次

口絵

はじめに

刊行にあたって

和泉市教育長

和泉市史編さん委員

藤原明

塚田孝

1

2

府中

(10)元禄11年3月「泉州泉郡府中村寺社改帳」

(11)元文4年2月18日「(府中惣社明神境内除地由緒書)」

(12)宝暦14年6月「乍恐書付を以御願奉申上候」

(13)天保14年8月「和泉国泉郡府中村寺社御改帳」

25

26

26

27

《史料編》

1 村ごとの寺社改帳

△府中▽

池上

(1)延宝3年10月29日「片桐主膳正領分寺院本末宗旨改帳」

豊中村・池上村・黒鳥(坊)村・肥子村

(2)貞享2年7月「泉州泉郡之内片桐主膳正領分寺社改帳」

豊中村・池上村・黒鳥(坊)村・肥子村

(3)元禄4年3月18日「泉州泉郡池上村寺社御改帳」

(4)享保4年8月「池上村寺社境内池絵図」

7

7

10

16

黒鳥

(5)貞享2年7月20日「泉州泉郡黒鳥村寺社御改帳」

(6)元禄4年3月7日「泉州泉郡黒鳥村寺社御改帳」

(7)元文4年3月「泉州泉郡黒鳥村地社御改帳」

(8)享和3年6月「寺社御改帳」

(9)文化7年10月16日「寺社再建御改帳」

18

20

21

23

24

△池田▽

坂本新田(東阪本)

(14)延享4年10月「寺社帳」

(15)天保10年11月「泉州泉郡坂本新田寺社書上帳」

33

33

池田下

(16)元禄4年3月「御吟味ニ付書付を以申上ル覚」

(17)寛政元年11月「一橋御役所今寺社御札之節書上候控」

(18)天保10年11月「泉州泉郡池田下村寺社書上帳」

34

38

43

和田

(19)元文4年4月「寺社方指出覚帳」

(20)宝暦13年10月「寺社方指出覚帳」

(21)寛政3年5月「寺社方指出覚帳」

46

48

49

国分

(22)元治元年「和泉国泉郡国分村寺社差出帳面」

51

△松尾▽

若樫

(23)寛政7年「若樫村寺社帳面写」

2 領知ごとの寺社改帳

▲岩槻藩領(松平家)▼

(24)元禄4年6月「泉州泉・南郡之内松平伊賀守領分寺社改帳」54

府中村・井口村・和氣村・高月村・小田村・王子村・王子ノ内
穢多村・信太大明神・蔭涼寺・原作明神・大町村・忠岡村・下
馬瀬村・北出村・一条院村・黒鳥(上)村・下条大津村・宇多大津村・
磯上村・吉井村・中井村・荒木村・下池田村・箕土路村・池尻村・
小松里村・西大路村・東大路村

▲岩槻藩領(小笠原家)▼

(25)元禄11年3月「泉州泉郡・南郡御領分寺社改帳」

府中村・井口村・和氣村・高月村・小田村・王子村・南王子村・
信太大明神・蔭涼寺・原作明神・大町村・忠岡村・下馬瀬村・
北出村・一条院村・黒鳥(上)村・下条大津村・宇多大津村・磯
上村・吉井村・中井村・荒木村・下池田村・箕土路村・池尻村・
小松里村・西大路村・東大路村

▲関宿藩領(牧野家)▼

(26)元禄4年10月「泉州大鳥郡・泉郡之内牧野備後守領分寺社改帳」

▲関宿藩領(久世家)▼

(27)文化15年正月「泉州大鳥郡・泉郡之内久世長門守領分寺社改帳」

東村・小坂村・平井村・榎葉新田村・伏尾新田村・東山新田村・
和田村・梅村・野々井村・檜尾村・上村・下別所村・上別所村・
下宮村・小野田村・九鬼村・国分村・平井村・黒石村・納花村・
鍛冶屋村・三林村・和田村・室堂村・唐国村・内田村・松尾寺村・
春木村・久井村

▲小泉藩領(片桐家)▼

(28)元文4年7月25日「泉州泉郡之内片桐石見守領分寺社改帳」

豊中村・豊中村之内宮村・池上村・黒鳥(坊)村・肥子村
(29)宝暦13年10月「泉州泉郡之内片桐石見守領分寺社改帳」
豊中村・豊中村之内宮村・池上村・黒鳥(坊)村・肥子村・北出村・
下条大津村

▲清水家領▼

(30)寛政年中「(清水家領知寺社改帳)」 161

仏並村・仏並村之内枝郷小川村・同大畑村・坪井村・父鬼村・

三林村

3 国・郡の寺社覚と寺院組合

(31)延享3年「泉州泉郡・大鳥郡寺社帳」 165

※堺市中および大鳥郡の記載は省略した。

(32)文政13年3月「寺院組合書上帳」 178

(33)天保14年「泉州泉郡寺社覚」 183

※全五分冊(堺市中・大鳥郡・泉郡・南郡・日根郡)のうち泉郡のみ掲載。

4 堺奉行による寺社方支配

(34)享保4年「泉州堺寺社方手鑑」 200

《解説》

泉州の「寺社改帳」 山下 聡一 231

史料所蔵者・所蔵・管理機関・編集協力者一覧 258

【凡例】

・1 村ごとの寺社改帳、2 領知ごとの寺社改帳では、寺社改帳を集め収録した。3 国・郡の寺社覚と寺院組合には、寺社改帳そのものではないが、それぞれの時期の寺社が網羅的に記されており、参考のため収録した。4 堺奉行による寺社方支配には、寺社改を実施した堺奉行の記録を収録した。

・原則的に史料の書式にしたがって掲載した。ただし、意味内容によって句読点を補っている。

・旧字体・異体字は、固有名詞・人物名を除き、概ね常用漢字を用いた。

・江(え)、茂(も)、与(と)、者(は)は、平仮名に改めた。ただし、(29)宝暦13年「泉州泉郡之内片桐石見守領分寺社改下帳」は、原本が確認できなかったため、刊行されている史料集の文字にしたがい、適宜句読点や注記を付した。

・ㇿ(より)は表記のまま示した。

・破損・虫損は、「 」□□、()などと表記した。

・判読が困難な場合は■とした。

・訂正が加わっている場合は、□□などと表記した。ただし煩雑となるために省略した場合もある。

・掲載史料のなかには、当時の身分に基づく名称・呼称がみえるが、当該社会を科学的に研究し、正しく理解を深めるために、あえて原文のまま掲載している。